

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	物価高騰対応低所得世帯支援事業(臨時措置)	①物価高騰の影響を受けている低所得世帯の緊急支援のため、住民税非課税世帯を対象に食料品の購入に使用できる金券を配布し、食料品価格の高騰の影響を軽減するもの。 ②住民税非課税世帯に対し、1世帯あたり10,000円をチャージしたプリペイドカードを配布し、食料品の購入等に対する支援を実施する。 ③扶助費210,000千円(10千円×21,000世帯)、事務費(郵送料等)30,224千円 ④住民税非課税世帯	R8.3	R8.3
2	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	公の施設等の光熱費(高騰相当分)支援(R6.補正分)	①公の施設は、物価高騰の影響により、光熱費の増が続いていることから、増高部分を支援することで市民が利用する施設の維持を図る。 ②光熱費の増高 ③光熱水費(保育園・認定こども園、斎場、急患医療センター、コミュニティセンター、博物館等)電気料:(R4予算)約1.4億円-(R7予算見込)約2.1億円=▲0.6億円 ④市の公の施設(地方公共団体)、指定管理施設	R7.4	R8.3
3	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食費負担軽減事業(臨時措置)	①物価高が続く、学校給食に使用する食材費が高騰していることから、学校給食費の一部を助成し、保護者の負担軽減を図る。 ②高騰した分の食材購入費(教職員は除く)学校給食会を通じて支援 ③補助金22,633千円(小学校:保護者負担のうち200円×児童数6,300人×11か月)+(中学校:保護者負担のうち250円×生徒数3,190人×11か月) ④保護者等	R7.4	R8.3
4	③消費下支え等を消費した生活者支援	消費喚起・復興応援プロジェクト支援補助金(臨時措置)	①物価高騰等の影響を受けている事業者や住民等を支援するため、消費活動の活性化を通じて地域経済の活性化を図る。 ②プレミアム付き商品券を発行する商工団体や商店街等に対して、プレミアム率の上乗せ等に対する経費の補助 ③補助金9,000千円(商工団体:5,000千円×1団体)+(商店街:2,000千円×2団体) ④市内事業者、住民等	R7.7	R8.3
5	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	電気料金(特別高圧)高騰対策事業(臨時措置)	①物価高騰対策のため、電気料の高騰による影響を受ける事業者に対して、特別高圧の電気料を補助することで、市内企業の安定的な経営を図る。 ②国の電気料高騰対策の対象外となっている特別高圧電力を契約している事業者に対し補助を行う。 ③補助金:15,000千円 ア:1.0円/kwh×電力使用量(7.9月分) イ:1.2円/kwh×電力使用量(8月分) ア+イの合計額を補助、補助上限額1,000千円×15件 ④市内事業者	R7.7	R7.9
6	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	市民病院事業会計繰出金(光熱費)(臨時措置)	①エネルギー価格・物価高騰の影響を受けながらも、地域の基幹的な医療機関として医療体制確保に努めている高岡市民病院に対し、エネルギー高騰分の一般会計負担分を繰り出すもの。 ②光熱費の増高分(対象期間:R7.7~R7.9) ③繰出金(エネルギー価格高騰分)33,120千円 電気料、再エネ賦課金、ガス料、重油購入費のR2年度平均単価とR7年度見込平均単価の差額をそれぞれのR7年間見込使用量に乘じたものを、対象期間に応じて1/4としたものです。 (1)電気料:(R7見込平均単価)24.69円-(R2平均単価)14.53=10.16円 R7年間見込使用量7,107.776kwh×10.16=72,215.004円 72,215.004円×1/4=18,053.751円 (2)再エネ賦課金:(R7見込平均単価)3.74円-(R2平均単価)2.98=0.76円 R7年間見込使用量7,107.776kwh×0.76=5,401.909円 5,401.909円×1/4=1,350.477円 (3)ガス料:(R7見込平均単価)135.90円-(R2平均単価)89.44=46.46円 R7年間見込使用量411.986m <sup>3</sup> ×46.46=19,140.889円 19,140.889円×1/4=4,785.217円 (4)重油:(R7見込平均単価)109.50円-(R2平均単価)69.00=40.50円 R7年間見込使用量882,000ml×40.50=35,721,000円 35,721,000円×1/4=8,930,250円 5a+b+c+d=33,119,695円=33,120千円 ④高岡市民病院事業会計	R7.7	R7.9
7	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	市民病院事業会計繰出金(食材費)(臨時措置)	①エネルギー価格・物価高騰の影響を受けながらも、地域の基幹的な医療機関として医療体制確保に努めている高岡市民病院に対し、食材費高騰分の一般会計負担分を繰り出すもの。 ②食材費の増高分(対象期間:R7.7~R7.9) ③繰出金(給食材料高騰分)4,806千円 (R2年度平均単価)749.04円-(R7年度見込平均単価)963.97円=214.93円 (R7年間見込入院患者数)89,460名×214.93円=19,227,638円×3/12=4,806千円 ④高岡市民病院事業会計	R7.7	R7.9
8	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	公共交通活性化事業(臨時措置)	①エネルギー価格高騰の影響を受けながらも地域住民の日常生活に欠かせない公共交通機関として運行を継続している交通事業者に対し、その運行に係る経費を緊急支援するもの。 ②生活路線バス、高速バス、タクシー運行事業者のエネルギー価格高騰分について、県と協調支援。(対象期間:R7.7~R7.9) ③補助金1,547千円(エネルギー価格高騰分(補助対象月の単価-2020年度平均単価)×補助対象月の使用量)の1/8~1/12(県協調分は県と合わせて1/4) ④交通事業者(バス、タクシー事業者)	R7.7	R7.9
9	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	万葉線再生事業(臨時措置)	①エネルギー価格高騰の影響を受けながらも地域住民の日常生活に欠かせない公共交通機関として運行を継続している軌道事業者に対し、その運行に係る経費を緊急支援するもの。 ②万葉線のエネルギー価格高騰分について、県、射水市と協調支援。(対象期間:R7.7~R7.9) ③補助金250千円(エネルギー価格高騰分(補助対象月の単価-2020年度平均単価)×補助対象月の使用量)の1/16(県、射水市と合わせ1/4) ④交通事業者(万葉線株式会社)	R7.7	R7.9

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
10	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	並行在来線対策事業(臨時措置)	①エネルギー価格高騰の影響を受けながらも地域住民の日常生活に欠かせない公共交通機関として運行を継続している鉄道事業者に対し、その運行に係る経費を緊急支援するもの。 ②あいの風とやま鉄道のエネルギー価格高騰分について、県、他市町村と協調支援。(対象期間:R7.7~R7.9) ③補助金574千円(エネルギー価格高騰分(補助対象月の単価-2020年度平均単価)×補助対象月の使用量)の1/8(県、他自治体と合わせ1/4) ④交通事業者(あいの風とやま鉄道株式会社)	R7.7	R7.9
11	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	障害者生活支援事業(光熱費)(臨時措置)	①エネルギー価格高騰の影響を受けながらも、要支援者の生活支援を継続している障がい者福祉施設に対し、その運営にかかる経費を緊急支援するもの。 ②高騰した分の光熱費について、県と協調支援。(対象期間:R7.7~R7.9) ③補助金4,252千円(入所施設(26施設)2.5千円/定員1名、通所施設(106施設)0.9千円/定員1名、訪問施設(44施設)6.5千円/1施設) (1)入所施設 定員計604名 × 2,500円 ≒ 1,510千円…a (2)通所施設 定員計2,728名 × 900円 ≒ 2,456千円…b (3)訪問施設 44施設 × 6,500円 ≒ 286千円…c (4) a + b + c ≒ 4,252千円 ④市内障がい者福祉施設	R7.7	R7.9
12	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	障害者生活支援事業(食料費)(臨時措置)	①エネルギー価格高騰の影響を受けながらも要支援者の生活支援を継続している障がい者福祉施設に対し、施設利用者に食料費高騰分を転嫁しないよう緊急支援するもの。 ②高騰した分の食料購入費について、県と協調支援。(対象期間:R7.7~R7.9) ③補助金1,586千円(入所施設(26施設)1.6千円/定員1名、通所施設(60施設)0.4千円/定員1名) (1)入所施設 定員計604名 × 1,600円 ≒ 967千円…a (2)通所施設 定員計1,547名 × 400円 ≒ 619千円…b ※食事を提供しない通所施設があるため、上記光熱費補助の施設定員数とは一致しない (3) a + b ≒ 1,586千円 ④市内障がい者福祉施設	R7.7	R7.9
13	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	私立幼児教育・保育施設等運営費補助金(臨時措置)	①エネルギー価格高騰の影響を受けながらも、こどもたちの教育・保育を継続している私立保育園・認定こども園・幼稚園・事業所内保育施設・民間放課後児童クラブに対し、その運営にかかる経費を緊急支援するもの。 ②高騰した分の光熱費について、県と協調支援。(対象期間:R7.7~R7.9) ③補助金3,379千円(私立保育園(15施設)・認定こども園(19施設)・事業所内保育施設(0施設)・幼稚園(3施設):700円/定員1名(上限170名まで)・119,000円/1施設(171名以上)、民間放課後児童クラブ(0施設):300円/登録児童1名(上限45名まで)・13,500円/1クラブ(46名以上)) (1)私立保育園・認定こども園(定員170名以下) 定員計3,706名 × 700円 ≒ 2,595千円…a (2)私立保育園・認定こども園(定員171名以上) 6施設 × 119,000円 ≒ 714千円…b (3)民間放課後児童クラブ(定員45名以下) 登録児童数95名 × 300円 ≒ 29千円…c (4)民間放課後児童クラブ(定員46名以上) 3施設 × 13,500円 ≒ 41千円…d (5) a + b + c + d ≒ 3,379千円 ④市内私立保育園・私立認定子ども園・私立幼稚園・私立事業所内保育施設・民間放課後児童クラブ	R7.7	R7.9
14	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	私立幼児教育・保育施設副食費軽減事業(臨時措置)	①エネルギー価格高騰の影響を受けながらも、こどもたちの育成・教育を継続している私立保育園・認定こども園・幼稚園において、保護者から徴収する副食費に食料費高騰分を転嫁しないよう緊急支援するもの。 ②高騰した分の食料購入費(教職員は除く)(対象期間:R7.7~R7.9) ③補助金926千円(月額120円×児童数(私立保育園:735名、認定こども園:1,666名、幼稚園:171名)×3月) ④市内私立保育園・認定子ども園・幼稚園	R7.7	R7.9
15	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	公立保育所等児童給食費(臨時措置)	①エネルギー価格高騰の影響を受けながらも、こどもたちの育成・教育を継続している市立保育園・認定こども園において、保護者から徴収する副食費に食料費高騰分を転嫁しないため、本市が調達する材料費の増額分に重点交付金を充当し、徴収副食費の増額を回避するもの。 ②高騰した分の食料購入費(教職員は除く) ③賄料料費155千円(月額120円×児童428名×3月) ④園児の保護者、市立保育園、市立認定こども園	R7.7	R7.9
16	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	介護サービス継続支援事業(光熱費)(臨時措置)	①エネルギー価格高騰の影響を受けながらも、要介護者の生活支援を継続している介護施設に対し、その運営にかかる経費を緊急支援するもの。 ②高騰した分の光熱費(介護施設)について、県と協調支援。また、福祉車両タクシー運行事業者の燃料費について市単独で支援(いずれも対象期間:R7.7~R7.9) ③補助金12,681千円(入所施設(115施設)2.5千円/定員1名、通所施設(102施設)0.9千円/定員1名、訪問施設(130施設)6.5千円/1施設、福祉車両タクシー(10事業所)0.4千円/1台) (1)入所施設 定員計3,896名 × 2,500円 ≒ 9,740千円…a (2)通所施設 定員計2,312名 × 900円 ≒ 2,081千円…b (3)訪問施設 130施設 × 6,500円 ≒ 845千円…c (4)福祉タクシー実施事業所 38台 × 400円 ≒ 15千円…d (5) a + b + c + d ≒ 12,681千円 ④市内介護福祉施設・福祉車両タクシー運行事業者	R7.7	R7.9

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
17	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	介護サービス継続支援事業(食材質)(臨時措置)	①エネルギー価格高騰の影響を受けながらも要介護者の生活支援を継続している介護施設等に対し、施設利用者に食材質高騰分を転嫁しないよう緊急支援するもの。 ②高騰した分の食材購入費について、県と協調支援。(対象期間:R7.7~R7.9) ③補助金7,374千円(入所施設(115施設)1.6千円/定員1名、通所施設(102施設)0.4千円/定員1名、配食サービス事業者(5事業所)配食数×6円/1食) (1)入所施設 定員計3,896名 × 1,600円 ÷ 6,234千円…a (2)通所施設 定員計2,312名 × 400円 ÷ 925千円…b (3)配食サービス実施事業者 11,973食 × 6円 × 3月 ÷ 215千円…c (4) a + b + c ÷ 7,374千円 ④市内介護福祉施設	R7.7	R7.9
18	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	ようこそ赤ちゃん！おむつ応援事業費(臨時措置)	①新たに子どもが出生した世帯に対し、紙おむつ等を購入することができる助成券を交付することで、物価高騰の影響を受けている子育て世帯の負担軽減を図る。 ②令和7年度に出生した乳児の保護者に対する紙おむつ購入助成券の配布 ③扶助費 54,000千円、事務費 529千円(印刷費、郵送料) 令和7年度出生見込乳児数900人 × 月額5,000円 × 12か月 = 54,000,000円 ④令和7年度に出生した乳児の保護者	R7.4	R8.3
19	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	公の施設等の光熱費(高騰相当分)支援(R7.予備費分)	①公の施設は、物価高騰の影響により、光熱費の増が続いていることから、増嵩分を支援することで市民が利用する施設の維持を図る。 ②光熱費の増嵩分 ③光熱水費(小・中学校、保育園・認定こども園、斎場、急患医療センター、コミュニティセンター、博物館等)電気料、ガス料、灯油代等 (R7.予算見込)652,342千円 - (R4.予算)497,296千円 = (計画No.5で計上済額)61,628千円 = 93,418千円 ④市の公の施設(地方公共団体)、指定管理施設	R7.4	R8.3
20	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	公共交通活性化事業(交通事業者サービス向上)(臨時措置)(R7.補正分)	①物価高騰の影響を受け、利用者の利便性向上に向けた投資が厳しい状況である交通事業者に対し、施設のバリアフリー化や修繕等に係る経費を緊急支援するもの。 ②バス、タクシー運行业者が実施する設備改善(バリアフリー設備の新設等)に要する経費 ③補助金15,000千円(補助限度額5,000千円 × 3件) ④交通事業者(バス、タクシー事業者)	R8.1	R8.3
21	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	公共交通活性化事業(射水市コミュニティバス運行支援)(臨時措置)(R7.補正分)	①物価高騰の影響を受けながらも地域住民の足として運行を継続している射水市コミュニティバスの高岡市内運行区間に対し、負担金を支払っており、これに対するエネルギー価格等の高騰分を追加負担するもの。 ②市内(牧野地区)を運行している射水市コミュニティバス「新湊・大門線」の運行経費増嵩にかかる負担金 ③射水市への負担金470千円 ④射水市	R7.4	R8.3
22	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	万葉線利用促進事業費(臨時措置)	①エネルギー価格高騰の影響を受けながらも地域住民の日常生活に欠かせない公共交通機関として運行を継続している軌道事業者に対し、施設修繕に係る経費を緊急支援するもの。 ②施設修繕に係る費用。射水市と協調支援。 ③補助金27,500千円(施設修繕費 55,000千円/2) ④交通事業者(万葉線株式会社)	R8.1	R8.3
23	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	ものづくり持続的成長推進事業(CN対策)(臨時措置)	①エネルギー価格高騰の影響を受け、厳しい経営環境にある市内中小企業に対し、エネルギー価格等高騰の影響緩和と経営構造改善を図るため、省エネ設備導入を支援するもの。 ②市内中小事業者の省エネ設備導入費 ③補助金10,000千円(対象事業費2,000~100千円の省エネ機器導入事業に対し、補助率1/2、補助上限額1,000千円 × 10件を支援) ④市内中小企業者	R8.1	R8.3
24	⑥中小企業・小規模事業者の買上げ環境整備	ものづくり持続的成長推進事業(女性活躍)(臨時措置)	①物価高騰の影響を受け、さらに人材不足が深刻化している中小企業に対し、従業員が働きやすい環境を整備するための費用の一部を補助することで、中小企業の人材確保・定着を支援し、生産性の向上と買上げ環境の整備につなげるもの。 ②主に女性従業員を対象としたリフレッシュルーム等の整備費への助成に要する経費 ③補助金15,000千円[通常:補助率1/2、上限500千円 × 28件、「とやま女性活躍企業」認定者:補助率2/3、上限1,000千円 × 1件] ④市内中小企業者	R8.1	R8.3
25	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	電気料金(特別高圧)高騰対策事業(臨時措置)(R7.補正分)	①物価高騰対策のため、電気料の高騰による影響を受ける事業者に対して、特別高圧の電気料を補助することで、市内企業の安定的な経営を図る。 ②国の電気料金高騰対策の対象外となっている特別高圧電力を契約している事業者に対し補助を行う。(対象期間:R8.1~R8.3) ③補助金:12,000千円 ア:2.3円/kwh × 電力使用量(1~2月分) イ:0.8円/kwh × 電力使用量(3月分) ア + イの合計額を補助、補助上限額1,000千円 × 12件 ④市内事業者	R8.1	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
26	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備	生産性向上のための設備投資促進事業(臨時措置)	①物価高騰の影響を受けている市内中小企業者に対し、設備投資を緊急支援することで、生産性の向上と賃上げ環境の整備につなげる。 ②中小企業が策定する先端設備導入計画(根拠法:中小企業等経営強化法)に基づき市内中小企業者が実施した設備投資に対し、 (1)通常枠:固定資産税の優遇措置に替えて補助金を交付する (2)特別枠:固定資産税の優遇措置の対象外となる事業者に補助金を交付する 取組みにより、キャッシュフローの改善と従業員に対する賃上げの促進を支援する。 (1)通常枠:賃上げ表明1.5~3.0%...設備投資額の3.0%を補助 賃上げ表明3.0%以上...設備投資額の6.0%を補助 (2)特別枠:賃上げ表明1.5~3.0%...設備投資額の1.5%を補助 賃上げ表明3.0%以上...設備投資額の3.0%を補助 ③補助金30,000千円(補助上限額1,000千円×30社) ④市内中小企業者	R8.1	R8.3
27	①食料品の物価高騰に対する特別加算	物価高対策・地域経済活性化事業(商工団体等が実施するプレミアム商品券支援)(臨時措置)	①物価高による消費活動への影響を緩和するため、市内の商工団体等に対し、県と協調してプレミアム付き商品券の発行事業を緊急支援することで地域経済の活性化を図るもの。 ②プレミアム付き商品券を発行する商工団体や商店街等に対して、プレミアム率の上乗せ等に対する経費を補助する ③補助金15,000千円(商工団体:10,000千円×1団体)+(商店街:2,500千円×2団体) ④住民、市内事業者	R8.1	R8.3
28	①食料品の物価高騰に対する特別加算	物価高対策・地域経済活性化事業(電子プレミアム商品券事業)(臨時措置)	①物価高による消費活動への影響を緩和するため、電子プレミアム商品券の発行事業を実施し、地域経済の活性化を図るもの。 ②電子プレミアム商品券の発行(発行額6億円、うち1億円をプレミアム分とする(プレミアム率20%)及び事業にかかる事務委託 ③委託料130,063千円(プレミアム分:100,000千円+事務費:30,063千円) ④住民、市内事業者等	R8.1	R8.3
29	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備	物価高対策・地域経済活性化事業(キャッシュレス決済環境整備)(臨時措置)	①物価高による消費活動への影響緩和の取組み(電子プレミアム商品券)の効果促進のため、市内小売店・飲食店等における電子決済環境の導入支援を実施するもの。 ②(1)キャッシュレス決済未対応店舗における導入支援 (2)複数のキャッシュレス決済に対応できるマルチ決済端末を新規導入する店舗に対する支援 (1)端末、附属品の購入及びインターネット回線の開通等、導入に要する経費:補助率10/10、補助上限額50千円 (1)端末、附属品の購入及びインターネット回線の開通等、導入に要する経費:補助率10/10、補助上限額100千円 (1)・(2)共通:決済事業者に対する手数料:補助率10/10、補助上限額10千円/月 ※補助対象期間の上限は5か月間 ③補助金17,500千円 (1)(導入経費補助上限50千円+手数料補助上限50千円)×40件=4,000千円 (2)(導入経費補助上限100千円+手数料補助上限50千円)×90件=13,500千円 ④市内小売店・飲食店等	R8.1	R8.3
30	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備	物価高対策・地域経済活性化事業(インバウンド対応環境整備)(臨時措置)	①物価高騰の影響を受けている市内小売店・飲食店等において、新たな売上の確保に向けて外国人客の受入環境整備の取組みに対し、県と協調して緊急支援するもの。 ②外国人客対応のために必要となる翻訳システム機器購入費、多言語ホームページ制作費、多言語看板・メニュー表制作費、多言語コミュニケーションシート制作費を支援(補助率10/10、補助上限額100千円) ③補助金2,500千円(補助上限額100千円×25件) ④市内小売店・飲食店等	R8.1	R8.3
31	④消費下支え等を通じた生活者支援	地域自主防犯組織支援事業(臨時措置)	①物価やエネルギー価格高騰の影響を受けている地域経済の消費下支えのため、地域防犯団体等が設置する防犯カメラの設置費用に対し緊急支援するもの。 ②防犯カメラを設置する団体に対して、設置経費の補助を行う。 ③補助金3,000千円(通学路100千円×25件、通学路以外50千円×10件) ④地域の防犯活動を行う団体(自治会等)	R7.4	R8.3
32	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	公衆浴場支援事業(臨時措置)	①エネルギー価格高騰の影響を受けているものの、物価統制令により高騰分を料金に転嫁することができない一般公衆浴場に対し、緊急支援を実施するもの。 ②一般公衆浴場の電気代高騰分について支援。(対象期間:R7.4~R8.3) ③補助金666千円(1浴場あたり74千円×9件) ④市内一般公衆浴場	R7.4	R8.3
33	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	障害者生活支援事業(光熱費)(臨時措置)(R7_補正)	①エネルギー価格高騰の影響を受けながらも、要支援者の生活支援を継続している障がい者福祉施設に対し、その運営にかかる経費を緊急支援するもの。 ②高騰した分の光熱費について、県と協調支援。(対象期間:R7.10~R8.3) ③補助金1,200千円(入所施設(26施設)5.0千円/定員1名、通所施設(106施設)1.7千円/定員1名、訪問施設(44施設)10.5千円/1施設) (1)入所施設 定員計604名 × 5,000円 ÷ 3,020千円...a (2)通所施設 定員計2,728名 × 1,700円 ÷ 4,638千円...b (3)訪問施設 44施設 × 10,500円 = 462千円...c (4) a + b + c ÷ 8,120千円 ④市内障がい者福祉施設	R7.10	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
34	①食料品の物価高騰に対する特別加算	障害者生活支援事業(食材費)(臨時措置)(R7_補正)	①エネルギー価格高騰の影響を受けながらも要支援者の生活支援を継続している障がい者福祉施設に対し、施設利用者に食材費高騰分を転嫁しないよう緊急支援するもの。 ②高騰した分の食材購入費について、県と協調支援。(対象期間:R7.10~R8.3) ③補助金3,171千円(入所施設(26施設)3.2千円/定員1名、通所施設(60施設)0.8千円/定員1名) (1)入所施設 定員計604名 × 3,200円 ≒ 1,937千円・・・a (2)通所施設 定員計1,543名 × 800円 ≒ 1,234千円・・・b ※食事を提供しない通所施設があるため、上記光熱費補助の施設定員数とは一致しない (3) a + b ≒ 3,171千円 ④市内障がい者福祉施設	R7.10	R8.3
35	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	私立幼児教育・保育施設等運営費補助金(臨時措置)(R7_補正)	①エネルギー価格高騰の影響を受けながらも、こどもたちの教育・保育を継続している私立保育園・認定こども園・幼稚園・事業所内保育施設・民間放課後児童クラブに対し、その運営にかかる経費を緊急支援するもの。 ②高騰した分の光熱費について、県と協調支援。(対象期間:R7.10~R8.3) ③補助金6,291千円(私立保育園(15施設)・認定こども園(21施設)・事業所内保育施設(2施設)・幼稚園(3施設):1.3千円/定員1名(上限170名まで)・222千円/1施設(171名以上)、民間放課後児童クラブ(6施設):0.6千円/登録児童1名(上限45名まで)・27千円/1クラブ(46名以上)) (1)私立保育園・認定こども園(定員170名以下) 定員計3,706名 × 1,300円 ≒ 4,818千円・・・a (2)私立保育園・認定こども園(定員171名以上) 6施設 × 222,000円 ≒ 1,332千円・・・b (3)民間放課後児童クラブ(定員45名以下) 登録児童数55名 × 600円 ≒ 33千円・・・c (4)民間放課後児童クラブ(定員46名以上) 4施設 × 27,000円 ≒ 108千円・・・d (5) a + b + c + d ≒ 6,291千円 ④市内私立保育園・私立認定子ども園・私立幼稚園・私立事業所内保育施設・民間放課後児童クラブ	R7.10	R8.3
36	①食料品の物価高騰に対する特別加算	私立幼児教育・保育施設副食費軽減事業(臨時措置)(R7_補正)	①食材費高騰の影響を受けながらも、こどもたちの育成・教育を継続している私立保育園・認定こども園・幼稚園において、保護者から徴収する副食費に食材費高騰分を転嫁しないよう緊急支援するもの。 ②高騰した分の食材購入費(教職員は除く)(対象期間:R7.10~R8.3) ③補助金1,653千円(月額120円×児童数(私立保育園:678名、認定こども園:1,617名、幼稚園:0名)×6月) ④市内私立保育園・認定子ども園・幼稚園	R7.10	R8.3
37	①食料品の物価高騰に対する特別加算	公立保育所等児童給食費(臨時措置)(R7_補正)	①食材費高騰の影響を受けながらも、こどもたちの育成・教育を継続している市立保育園・認定こども園において、保護者から徴収する副食費に食材費高騰分を転嫁しないため、本市が調達する材料費の増額分に重点交付金を充当し、徴収副食費の増額を回避するもの。 ②高騰した分の食材購入費(教職員は除く)(対象期間:R7.10~R8.3) ③膳料費312千円(月額120円×児童433名×6月) ④園児の保護者、市立保育園、市立認定こども園	R7.10	R8.3
38	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	介護サービス継続支援事業(光熱費)(臨時措置)(R7_補正)	①エネルギー価格高騰の影響を受けながらも、要介護者の生活支援を継続している介護施設に対し、その運営にかかる経費を緊急支援するもの。 ②高騰した分の光熱費(介護施設)について、県と協調支援(対象期間:R7.10~R8.3) ③補助金24,776千円(入所施設(115施設)5.0千円/定員1名、通所施設(102施設)1.7千円/定員1名、訪問施設(130施設)10.5千円/1施設) (1)入所施設 定員計3,896名 × 5,000円 ≒ 19,480千円・・・a (2)通所施設 定員計2,312名 × 1,700円 ≒ 3,931千円・・・b (3)訪問施設 130施設 × 10,500円 ≒ 1,365千円・・・c (4) a + b + c ≒ 24,776千円 ④市内介護福祉施設	R7.10	R8.3
39	①食料品の物価高騰に対する特別加算	介護サービス継続支援事業(食材費)(臨時措置)(R7_補正)	①エネルギー価格高騰の影響を受けながらも要介護者の生活支援を継続している介護施設等に対し、施設利用者に食材費高騰分を転嫁しないよう緊急支援するもの。 ②高騰した分の食材購入費について、県と協調支援。(対象期間:R7.10~R8.3) ③補助金14,748千円(入所施設(115施設)3.2千円/定員1名、通所施設(102施設)0.8千円/定員1名、配食サービス事業者(5事業所)配食数×6円/1食) (1)入所施設 定員計3,896名 × 3,200円 ≒ 12,467千円・・・a (2)通所施設 定員計2,312名 × 800円 ≒ 1,850千円・・・b (3)配食サービス実施事業者 11,973食 × 6円 × 6月 ≒ 431千円・・・c (4) a + b + c ≒ 14,748千円 ④市内介護福祉施設	R7.10	R8.3
40	①推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	市民病院事業会計繰出金(光熱費)(臨時措置)(R7_補正)	①エネルギー価格・物価高騰の影響を受けながらも、地域の基幹的な医療機関として医療体制確保に努めている高岡市民病院に対し、エネルギー高騰分の一般会計負担分を繰り出すもの。 ②光熱費の増加分(対象期間:R7.10~R8.3) ③繰出金(エネルギー価格高騰分)58,742千円 電気料、再エネ賦課金、ガス料、重油購入費のR2年度平均単価とR7年度見込平均単価の差額をそれぞれ対象期間に乗じたもの。 (1)電気料:(R7見込平均単価)23.18円 - (R2平均単価)14.53 = 8.65円 R7.10~R8.3見込使用量3,388,622kwh × 8.65 = 29,312千円・・・a (2)再エネ賦課金:(R7見込平均単価)3.94円 - (R2平均単価)2.98 = 0.96円 R7.10~R8.3見込使用量3,388,622kwh × 0.96 = 3,253千円・・・b (3)ガス料:(R7見込平均単価)129.55円 - (R2平均単価)89.44 = 40.11円 R7.10~R8.3見込使用量192,047m <sup>3</sup> × 40.11 = 7,703千円・・・c (4)重油:(R7見込平均単価)108.14円 - (R2平均単価)69.00 = 39.14円 R7.10~R8.3見込使用量472,000m <sup>3</sup> × 39.14 = 18,474千円・・・d (5)a + b + c + d = 58,742千円 ④高岡市民病院事業会計	R7.10	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
41	①食品の物価高騰に対する特別加算	市民病院事業会計繰出金(食材費)(臨時措置)(R7_補正)	①エネルギー価格・物価高騰の影響を受けながらも、地域の基幹的な医療機関として医療体制確保に努めている高岡市民病院に対し、食材費高騰分の一般会計負担分を繰り出すもの。 ②食材費の増高分(対象期間:R7.10~R8.3) ③繰出金(給食材料高騰分)10,021千円 (R7年度見込平均単価)975.44円 - (R2年度平均単価)749.04円 = 226.40円 R7.10~R8.3見込延べ入院患者数44,264名 × 226.40円 = 10,021千円 ④高岡市民病院事業会計	R7.10	R8.3
42	④消費下支え等を通じた生活者支援	水道事業会計繰出金(生活者の水道料金減免補てん)(臨時措置)	①物価高騰の影響を受けている市民の負担軽減のため、一般水道料金の基本料金減免を実施する高岡市水道事業に対し、水道料金の減収分を繰り出すもの。 ②高岡市水道事業から給水を受ける住民にかかる水道料金の基本料金相当額(対象期間:2か月分) ③繰出金173,810千円 ④高岡市水道事業会計	R8.1	R8.3
43	①推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	下水道事業会計繰出金(光熱費)(臨時措置)(R7_補正)	①物価高騰の影響を受ける市民に対し、下水道使用料の値上げ抑制のため、高岡市下水道事業に対し、エネルギー高騰分にかかる一般会計負担分を繰り出すもの。 ②流域下水道維持管理負担金、汚泥処理委託料等の経費(対象期間:R7.7~R8.3) ③繰出金23,844千円 ④高岡市下水道事業会計	R7.7	R8.3
44	①推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	公の施設等の光熱費(高騰相当分)支援(R7_補正分)	①公の施設は、物価高騰の影響により、光熱費の増が続いていることから、増加分を支援することで市民が利用する施設の維持を図る。 ②光熱費の増加分 ③光熱水費(計画No.5、計画No.23で計上した施設のほか、児童館、保健センター、スポーツ健康センター等の)電気料、ガス料、灯油代等 (R7予算見込)58,110千円 - (R4予算)44,050千円 = 14,060千円 ④市の公の施設(地方公共団体)、指定管理施設	R7.4	R8.3
45	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	万葉線再生事業(臨時措置)(R7_補正分)	①エネルギー価格高騰の影響を受けながらも地域住民の日常生活に欠かせない公共交通機関として運行を継続している軌道事業者に対し、その運行に係る経費を一部支援するもの。 ②地域公共交通(万葉線)の運行費支援 ③30,000千円(R7営業収益-R7営業費用)×補助率1/2、補助上限額30,000千円 ④交通事業者(万葉線株式会社)	R7.4	R8.3
46	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	水道事業会計繰出金(事業者の水道料金減免補てん)(臨時措置)	①物価高騰の影響を受けている事業者の負担軽減のため、業務用水道料金の基本料金減免を実施する高岡市水道事業に対し、水道料金の減収分を繰り出すもの。 ②高岡市水道事業から給水を受ける事業者(官公庁を除く)にかかる水道料金の基本料金相当額(対象期間:2か月分) ③繰出金15,999千円 ④高岡市水道事業会計	R8.1	R8.3